

2.要支援認定者の場合(厚生労働大臣が定める改善基準による額の1~3割とします。)

以下のような月額料金となります。

	1割	2割	3割	備考
週1回程度の利用	1,172円	2,344円	3,516円	要支援1・2
週2回程度の利用	2,342円	4,684円	7,026円	要支援1・2
週2回程度の利用を超える場合	3,715円	7,430円	11,145円	要支援2

加算について

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.7%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	6.3%増
初回加算	200円